

# 千葉県DV防止対策検討会議 設置要綱

## (設置)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護に関し、施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、千葉県DV防止対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

## (所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」（以下「DV計画」という）の進捗状況の評価及び今後の推進並びにDV計画の内容の見直し等に関する事項
- (2) DV防止対策に関する情報の共有及び調整に関する事項
- (3) その他DV防止対策について必要と認める事項

## (組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 有識者
- (2) 被害者支援関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 関係行政機関職員

3 検討会議に、会長、副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、必要に応じ県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉部児童家庭課が行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

第7条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 附 則

この要綱は、令和2年7月28日から実施する。